

1. 第二期中期目標策定の経緯

- 平成21年度に「都立老人医療センター」と「東京都老人総合研究所」を一体化し、地方独立行政法人として設立
第一期中期目標期間：平成21～24年度 ⇒ **最終年度に当たる平成24年度に、第二期中期目標を策定**
- 策定に当たっては、第一期の業務実績、評価委員会評価、高齢者医療・研究を取り巻く背景（在宅療養の推進、東日本大震災の発生等）及び新施設（H25.6月移転予定）における体制を反映

2. 策定に向けた流れ

- 高齢者医療・研究分科会 意見聴取(6月7日)
評価委員会(全体会) 意見聴取(7月26日)
↓
- 第三回都議会定例会に付議
↓
- 法人に中期目標指示 ⇒ 法人が「第二期中期計画」を策定

3. 第二期の基本的考え方

第二期中期目標期間：平成25年4月1日～30年3月31日（5年間）

今後、高齢者が急速に増加していく中で、高齢者が健康を維持しながら安心して生活できる社会をつくることは、都の高齢者施策における重要な課題である。高齢者専門の病院・研究所として、高齢者を取り巻く様々な課題の解決に取り組む法人の役割は、ますます重要になる。

- センターの重点医療（血管病医療、高齢者がん医療、認知症医療）のより一層の充実や救急医療の充実など、医療体制の強化を図るとともに、病院と研究所が一体化した法人である利点を発揮し、着実に研究成果をあげていくことが重要
- 高齢者が地域の中で質の高い生活を営むための仕組みづくりが求められる中で、これまで蓄積してきた実績を地域において効果的に活用していくことも重要な役割として位置づける。
- 東日本大震災を踏まえた新たな視点から、災害等を想定した近隣病院との日ごろからの協力関係の構築や、被災した高齢者の支援の在り方の研究など、都民の安心につながる医療・研究に取り組む必要がある。
- 経営面においては、平成25年度に新しい施設に移行することを契機として、業務運営の効率化や収入増の取組、コスト管理の強化などに一層取り組んでいく必要がある。

第二期中期目標(案)のポイント

- ① 三つの重点医療の提供体制の充実
- ② 救急医療の充実、安心かつ信頼できる質の高い医療
- ③ 医療と研究の連携の推進、研究成果の活用
- ④ 高齢者の在宅療養を支える役割の明確化
- ⑤ 災害発生等の非常時への対応
- ⑥ 都民の期待に継続的に応えるための法人運営

4. 想定する具体的取組

① 三つの重点医療の提供体制の充実【関連項目：2(1)7】

- 【新】・血管病医療における、関係診療科の一体的配置による連携強化
- 【新】・高齢者がん医療における、緩和ケア病棟、相談窓口の開設
- ・認知症疾患医療センターとして、適切な診療、専門相談を実施

② 救急医療の充実、安心かつ信頼できる質の高い医療【関連項目：2(1)ウ、カ】

- ・救急診療部を中心とした救急患者の積極的な受入れ
- ・医療安全の取組の効果検証による、都民から信頼される医療の提供
- ・各種施設認定の取得、先進医療の実施、うつ病等精神疾患への対応強化

③ 医療と研究の連携の推進、研究成果の活用【関連項目：2(2)7、カ】

- ・医療と研究の橋渡しを担う「トランスレーショナル・リサーチ推進室」を中心とした、医療と研究の連携の推進
- ・研究成果の公表、行政施策への積極的な提言

④ 高齢者の在宅療養を支える役割の明確化【関連項目：2(1)イ、2(3)ウ】

- 【新】・退院患者に対する訪問看護を実施し、在宅療養への円滑な移行を支援
- 【新】・緩和ケア病棟における在宅療養患者の一時受け入れ
- 【新】・地域の関係機関や隣接介護施設と連携し、医療と介護の連携モデルを発信

⑤ 災害発生等の非常時への対応【関連項目：2(1)イ、2(2)ウ(イ)、5】

- ・災害発生に備えた、地域の医療機関等との協力関係の構築
- ・被災した高齢者に対する中長期的な支援の在り方に関する研究の実施
- ・備蓄や帰宅困難者の受け入れ対策など、法人内の危機管理体制の強化

⑥ 都民の期待に継続的に応えるための法人運営【関連項目：2(3)7、3(2)、4(2)】

- ・法人固有職員の計画的な採用と専門性の向上
- 【新】・会計監査及び業務監査を実施するための体制構築
- 【新】・電子カルテデータ等を活用した経営分析、コスト管理への組織的な取組